

令和8年度身体障がい者等の軽自動車税減免制度について

◆減免の趣旨

身体障がい者等の方が所有し、身体障がい者等の方のために使用する軽自動車税を減免することで、当該身体障がい者等の方が身体障がい等を克服し積極的な社会参加を行うことができるよう税制上特別の配慮を加えたものです。

◆減免の対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、下記の表にあてはまる方です。ただし、手帳に記載された障がい名が2つ以上の場合は、各々、障がいの程度について等級(程度)が認定されます。詳細についてはお問い合わせください。

障がいの区分		障がいの程度	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～3級及び4級の1	
	聴覚障害	2級及び3級	
	平衡機能障がい	3級	
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1級～6級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
		移動機能	1級～6級
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい	1級及び3級	
	肝臓機能障がい	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい	1級～3級		
療育手帳		A 1、A 2	
精神障害者保健福祉手帳		1級	
戦傷病者手帳	視覚障がい	特項及び1項～4項	
	聴覚障害	特項及び1項～4項	
	平衡機能障がい	特項及び1項～4項	
	音声機能障がい	特項、1項及び2項(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上肢不自由	特項及び1項～3項	
	下肢不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	
	体幹不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障がい	特項1項及び1項～3項	

新款	1款症	2款症	3款症
旧項・旧款	7項症	1款症	2款症

戦傷病者手帳が、旧項・旧款で障がい程度が記載されている場合は左の図により新款として判定。

◆減免の対象となる軽自動車等

◎その1 (障がい者の方が所有する軽自動車等)

軽自動車の所有(取得)者	運転者	使用の目的	減免申請に必要な書類等	軽自動車の種類	減免台数
障がい者の方 同一生計の方 常時介護する方	障がい者本人	特に問わない	① 手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳) ② 車検証(注2) ③ 運転免許証 ④ 納税通知書(支払いわずにお持ちください) ⑤ 障がい者と生計を一にする者で別居の場合、生計同一が分かるもの(例:健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等) ⑥ 障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が運転する場合は、 常時介護証明書 も必要です。(注3)	車検証に 自家用 と記載されているもの	障がい者1人につき自動車(普通/小型)、軽自動車のうち1台のみ
	障がい者と生計を一にする者	障がい者の ●通学 ●通院 ●通所 ●生業 ●日常生活の用に供されるもの			
	障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者				

(注2) 電子車検証の場合、「自動車検査証記載事項」をあわせてお持ちください。

(注3) 専ら当該身体障がい者等の方のために、通学、通院、通所、生業又は日常生活のために(週3日以上)常時介護する方が運転する軽自動車等(福祉事務所等の証明が必要)

◎その2 (障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車等)

軽自動車等の利用目的	軽自動車等の構造・種類	軽自動車等の所有(取得)者	運転者	減免申請に必要な書類等
構造上身体障がい者等の専用車(特殊用途自動車(8ナンバー))及び構造上身体障がい者等が利用する軽自動車等(8ナンバー以外のもの)	●特別な仕様がなされた軽自動車に限る(注4) ●自家用・事業用は問わない	特に問わない	特に問わない	① 車検証(注2) ② 車の写真(4枚程度)(前・後のナンバーと車両全体が写っているもの、横、構造変更部分が写っているもの) ③ 納税通知書(支払わずにお持ちください)

(注4) 「特別な仕様」とは、車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等をいいます。

※サイドリフトアップシートは対象外

◆減免申請期間

令和8年5月25日(月)まで
必要書類をご持参のうえ、市役所税務課に来庁してください。
支所等での受付はできません。

●問い合わせ先 合志市役所 税務課 市税班 TEL 096-248-1114